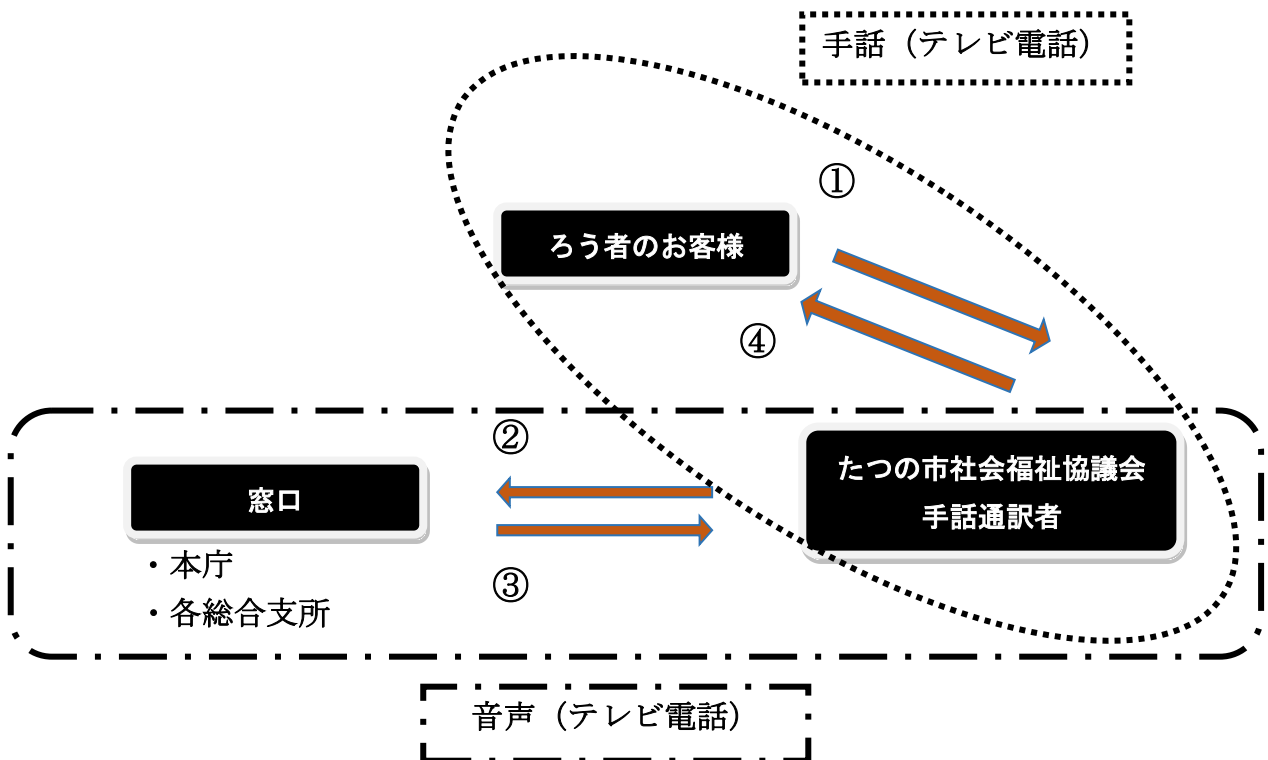


報道機関各位

たつの市臨時記者発表資料	
発表年月日	平成30年5月18日（金）
担当課	健康福祉部地域福祉課
電話	0791-64-3204

## 遠隔手話通訳サービス開始

本市において「たつの市共に歩む手話言語条例」が平成30年4月1日に施行されました。施行後の取り組みとして、平成30年5月21日（月）から、遠隔手話通訳サービスを開始します。遠隔手話通訳サービスとは、タブレット端末のテレビ電話機能を使い、手話通訳者が画面を通じて、お客様と窓口との間で手話通訳を行うサービスです。これにより、本庁、各総合支所、たつの市社会福祉協議会をつなぎ、手話を必要とする聴覚障害者がいつ窓口に来られても対応できる環境整備を行います。



- ① お客様が手話にて質問
- ② 手話通訳者が質問内容を窓口職員に説明
- ③ 窓口職員が回答を説明
- ④ 手話通訳者が手話にてお客様にご案内